

特別支援学校高等部と高等学校の生徒が協同で作業学習に取り組んだ事例

特別支援学校高等部の知的障害と肢体不自由を併せ有する生徒の 高等学校生徒との交流及び共同学習

○概要

A生徒は、B特別支援学校の高等部3年に在籍する、知的障害と肢体不自由を併せ有する生徒である。二分脊椎により歩行が困難であるが、車いすを使用することによって、自分で移動することができる。自分で車いすから降りることはできるが、乗ることに対しては支援が必要である。また、手先の不器用さがあるが、とても慎重で丁寧に作業を進める様子が見られる。

B特別支援学校の高等部ではC高等学校と交流及び共同学習を行い、「作業学習（革細工）」において、動物やキャラクター等のキーホルダーを、高等学校の生徒とペアになり、協力して製作した。交流及び共同学習を実施するに当たり、C高等学校の生徒には事前学習として、B特別支援学校の生徒全員の障害の特徴や関わり方、声の掛け方について説明を行った。A生徒が交流及び共同学習に参加することについて、A生徒本人と保護者から事前に承諾を得た。A生徒の車いすが入る作業机の用意やA生徒が車いすに座ったままで手の届くところに材料等を配置する等の配慮については、担当教員より依頼があり、連携して事前の準備を行った。

1. 対象生徒について

A生徒：B特別支援学校高等部3年生で知的障害と肢体不自由がある。二分脊椎により歩行が困難であるが、車いすを使って自力で移動することができる。車いすから自分で降りることはできるが、乗ることに対しては支援が必要である。体温調節がしにくいので、夏はアイスパック等で体を冷やす必要がある。日常生活動作は、ほぼ自分で行うことができるが、ズボン等の衣服の着脱では支援が必要である。家庭では、主に母親が介助している。A生徒は、絵を描いたり、物を制作したりすることが好きで、道具や手先を使い、積極的に作業に取り組むことができる。少し手先の不器用さが見られるが、とても慎重で丁寧に作業を進めることができる。学習面では、小学校3、4年生の漢字を読み書きしたり、四則計算もできる。

2. 活動のねらい

前年度末に行った保護者面談において、個別の教育支援計画の評価と次年度の計画について話し合い、その中でA生徒の社会性を育むことを目的として、交流及び共同学習を行うことについて学校から説明した。保護者もその意義を認め、A生徒の活動と必要な支援についての希望が述べられた。保護者との話し合いを経た上で、C高等学

校の担当者と交流及び共同学習における活動内容や実施時期について話し合いを行い、交流及び共同学習の実施計画案を作成した。

3. 事前の取組と配慮

事前学習として、C高等学校において、B特別支援学校の生徒に関する障害の理解を図った上で、関わり方や声掛けについての配慮点を説明した。また、A生徒をはじめ、B特別支援学校の一人一人の生徒のプロフィール(好きな食べ物・嫌いな食べ物、好きなキャラクター、得意なこと・苦手なことや嫌なこと等)についても紹介した。

A生徒の社会体験や学習機会を広げられるように、交流及び共同学習の内容については、毎年同じ活動ではなく、年度毎に新しい内容を盛り込むようにしている。前年度は、D高等学校の森林環境に関する学科との木工作品の製作や、C高等学校総合福祉科とのレクリエーションにおいて、B特別支援学校の体育館を使用してのしっぽ取りゲームを行った。

そして、今回の交流及び共同学習では、革細工をC高等学校の生徒と協力して制作することとした。デザインについては、B特別支援学校の事前学習においてA生徒と担任教員と一緒に考え、作業工程を確認する等した。

4. 活動の様子と成果

B特別支援学校高等部入学当初は、A生徒は外出等の社会経験に乏しく、福祉サービス等の利用や学校以外の活動に参加することはほとんどなかった。今回の革細工の制作では、自分達でデザインを考えたり、生地選びをしたりする活動を取り入れた。A生徒は、手先の不器用さがあることから、細部の革の切り取り等がしにくいため、他の生徒に切る方とは反対側の革を持ってもらう等の援助を受けるようにした。A生徒から他の生徒に話し掛けることは少ないが、A生徒と他の生徒との会話において教員は基本的には見守るようにし、A生徒から手伝うことが求められたときのみ支援するように心がけた。

C高等学校の生徒との交流及び共同学習において、障害のある生徒も、障害のない生徒と一緒に同じことができるという成功体験の積み重ねにより、A生徒は自分に自信をもつことができ、修学旅行や卒業後の進路に向けて取り組むことが出来るようになった。

5. 事後の取組、今後の課題

交流及び共同学習で製作した製品は、地域のショッピングモールや隣接する病院、県の庁舎で販売したり、地域の人向けの販売活動を定期的に行ったりして、B特別支援学校の生徒や障害についての理解啓発につなげている。

交流及び共同学習を実施するに当たり、障害のある児童生徒の理解を深めてもらう

ために児童生徒の個人情報を相手校にどこまで伝えるかが今後の課題である。